

		No.	Q	A
1	基準月関係	1	基準月の定義を教えてください。	報告時期がずれ、提出されない年度がないように定めるものです。定義は説明資料のとおり前回報告月とします。（初回報告は検査済証交付月とします。）
		2	基準月から報告を毎月早めるのは可能か。	報告を早めることは可能です。
		3	基準月を定めると年度末の3月に報告が集中する可能性がある。基準月を変えることは可能か。また、一か月報告が遅くなった場合その年は未報告という形になってしまうのか。	基準月の変更はできません。検査スケジュールで集中を避けたいのであれば、報告を早める等の対応をお願いします。4月に遅れて提出される場合の取扱いは個別に相談をお願いします。
		4	基準月を過ぎ、どのくらいで誰あてに未報告の葉書が来るのか。	1か月程度を目安に所有者又は管理者あてに送る予定です。
2	是正関係	5	要是正の指摘があった場合、是正計画の提出により報告済証が発行されるようであるが、所有者又は管理者によっては計画がたてられない、やるつもりでも期限が区切れない場合がある。	是正計画書が提出されなくても、対象のエレベーター等を使用しないといった安全措置の報告をしていただければ報告済証の発行は行いたいと考えております。安全性が確保できない場合には使用を控えるようにしていただきたいと思います。
		6	9月末に報告提出したものが受理されているか分からない。どういった対応を行えばよいか。	建設事務所での即日の交付の準備が整っていればそのまま処理いたします。それ以外は行政からセンターに引継ぎをさせていただく予定です。その場合はセンターに引き継いだ旨をメール等で連絡いたします。
		7	報告書の指摘概要には既存不適格のものは除くとのことであるが、要是正と既存不適格の両方にチェックは必要か。	チェックは両方に入れてください。記載要領のとおりです。なお、従来は指摘概要には既存不適格まで記入してもらっていましたが、記載の簡略化のためにお願いするものです。なお、検査結果表の特記事項には既存不適格まで従来どおり記載をお願い致します。
		8	報告書の指摘概要には今までは既存不適格と記載していたが、この文言も必要ないのか	そのとおりです。
		9	フローを確認すると是正計画書などを提出しなければ副本も返却されないように見受けられるが、所有者が要是正の計画をしない場合は副本も返却されないのか。	副本は、書類に不備がなければ受理し返却することとします。ただし、安全確保のため、必ず是正又は是正計画をたて報告を行ってください。
3	提出方法	10	10月以降、紙で提出してもよいか。	極力電子で提出いただきたいが、郵送での紙提出も可能とします。

4	smooth file (オンライン申請) 関係	11	smooth fileの事業者登録は支店ごとに行えるか。	支店ごとの登録をさせていただきます。
		12	一つの会社又は支店で一名しか登録できないか。	一つの会社又は支店でも複数名の登録が可能です。 複数名登録する場合は、利用者登録申請書を人数分ご提出ください。
		13	施行開始より先に練習としてファイルを送ることはできるか。	10月1日以前であれば可能です。練習でアップロードの際にはコメントに「テスト」と記入ください。
		14	smooth fileにアップロードする申請書等のPDFの色や解像度などの指定はあるか。	報告書に関しては特に解像度の指定はありません。文字が読み取れるかアップロードの前に確認いただければと思います。 関係写真についてはカラーをお願いいたします。
		15	一度の申請で複数物件送信したいが何件ほど一度に送ることができるのか。	一度に最大で100件までアップロードすることは可能ですが、送信完了までに時間がかかると思われますので、20~30件程を複数回送っていただいた方がスムーズかと思います。
		16	不備・記入漏れがあった場合はどのような対応をとればよいか。	基本連絡は電話で行います。 簡単な記入漏れであれば申請者様の方でセンターで修正します。複数ヶ所の記入漏れ、重大な不備等があった場合には報告書等一式を返却させていただきます。不備等訂正後、再度報告書等一式をアップロードしてください。
		17	不備等があった時の連絡方法はなにかあるのか。	電話での対応となります。
		18	申請書の作成についてパターン1とパターン2があるがどちらがよいのか。	どちらでも構いません。パターン2を推奨します。
		19	昇降機が一つの施設で複数基ある場合、報告書の第一面は一部でよかったが、オンライン申請では全てにつけるのか。	複数基提出の際、報告書第一面は1部とし、それ以外(第二面~四面)は各台数分提出してください。
5	報告済昇降機 (ステッカー) 関係	20	ステッカー初回の場合、ホルダーも送ってほしいときはどうすればよいか。	smoothfileアップロードのコメント欄に「初回 ホルダー希望」と記載してください。
		21	別途ホルダーのみ送ってほしいときはどうしたらよいか	sticker@n-jutaku.or.jp まで希望台数等ご連絡ください。
		22	長野市、松本市、上田市への報告書は従前どおり行政に提出するが、ステッカーはどのように申請したらよいか。	従前どおり検査報告済証(昇降機)の申請書をメールでお送りください。
		23	報告済証とステッカーは所有者又は管理者に郵送されるのか。	検査者(保守業者)に郵送します。

		No.	Q	A
6	追加	24	要是正の指摘あり（軽微なもの及び既存不適格以外）の場合に、「是正計画書（様式第2号）」又は「是正報告書（様式第3号）」を提出するとあるが、どこからダウンロードしたらよいか。	「是正計画書（様式第2号）」「是正報告書（様式第3号）」は、県のHPに掲載されています。
		25	除去・休止届及び所有者変更届の提出はどのように行えばよいか	極力電子で提出いただきたいが、紙提出も可能とします。
		26	報告済ステッカーの請求書はどのタイミングで発行されるか	センターで受付処理をさせていただいた一か月分まとめてのご請求となります。 アップロードした日から数日お時間をいただく可能性がございますのでご了承ください。
		27	要是正があった場合、是正計画提出後でないとステッカーは発行されないのか	1.是正報告書の提出 2.是正計画書の提出 3.是正計画書作成中のいずれかで発行いたします（3の場合は、是正計画書作成中として、発行申請書に明記する）（長野市・松本市・上田市は除く）
		29	要重点点検についても指摘概要に記入は必要ですか	その通りです。